

食品の安全・安心の
確保に向けて

食品の安全に関する推進プラン

平成18(2006)年度 ▶▶▶ 平成20(2008)年度

広島県





基本的視点

目標

関係者の役割・取組

- 県民(消費者)の視点や科学的知見に立脚した取組みの推進
- 情報の提供による透明性と信頼性の確保
- 自主的な取組みの推進
- 地産地消の推進

- 安全・安心な食品の供給
- 県産食品の消費拡大
- 県民が安心できる食生活の実現

行政

生産から消費に至る各段階における食品の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進します。

生産者,事業者

食品の安全・安心の確保について自らが第一義的な責任を有していることを認識し,食品の安全確保を図ります。

消費者

食品の安全・安心の確保に関する必要な知識と理解を深めるとともに,自主的かつ合理的な行動と生産者,事業者,行政などへの働きかけを通じて食品の安全確保を図ります。

推進体制

消費者

生産者

事業者

食品安全推進協議会

構成

消費者・生産者・事業者の代表者,学識経験者

目的

- 関係者の意見交換
- 推進プランの取組推進

行政

食品安全対策行政連絡会議

構成

県6部,教育委員会,保健所設置市

目的

生産から消費に至る食品の安全確保に関する具体的対策を検討し,協力体制を強化

国

他の都道府県

他県の保健所設置市

広島県内の市町

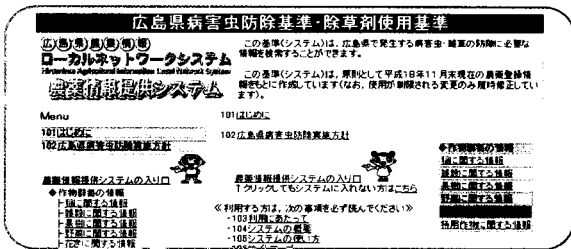
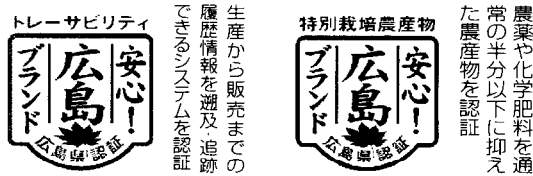
つくる

■地産地消の取組みを進めるとともに、生産者の顔の見える生産・流通システムを推進

生産資材等の適正な流通・使用と環境にやさしい農業等の推進

牛海綿状脳症(BSE)、鳥インフルエンザ及び貝類等安全対策の着実な推進

ダイオキシン類、環境ホルモン等の排出削減と環境モニタリングの実施



ホームページアドレス http://www.f-net.naka.hiroshima.jp/nouyaku_index.shtml

主な役割・取組(目標)

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
行政			
	トレーサビリティ認証 3件 (累計 11件)	4件 (累計 15件)	5件 (累計 20件)
	特別栽培農産物認証 60件	80件	100件
農業販売者、使用者への立入検査	350件	350件	350件
動物用医薬品使用実態調査・指導	56戸	56戸	56戸
飼料適正使用巡回指導	400戸	400戸	400戸
水産用医薬品適正使用等巡回指導	100経営体	100経営体	100経営体
エコファーマー認定推進	80人	180人	280人
BSE検査頭数	死亡牛全頭 (24か月齢以上)	死亡牛全頭 (24か月齢以上)	死亡牛全頭 (24か月齢以上)
鳥インフルエンザ浸潤状況調査	100戸	100戸	100戸
貝毒行政検査	220検体	220検体	220検体
ダイオキシン類環境基準達成率	大気、水質、土壌 100%	100%	100%



- ・農林水産物へのトレーサビリティシステムの導入・稼働
- ・生産履歴記帳運動推進 (米、野菜、果実等)
- ・消費者に安心できる農林水産物の提供を行い消費拡大を図る

農業の適正使用

- ・農業の適正管理、適正使用
- ・残留農薬自主検査の実施拡大 (米、アスパラガス等)
- ・不用農薬の回収促進

流通飼料の履歴追跡システムの運営 (酪農)

- ・製造ロットによる履歴追跡システムの改良
- ・流通飼料履歴追跡システムの運用
- ・単年度流通飼料供給データの蓄積

生乳の生産・供給段階における安全性確保

- ・「重要管理基準」設定による安全性の高い生乳生産を推進
- ・生産者相互管理、専門協議会による指導・支援体制整備

安全、安心で高品質な「かき」の提供

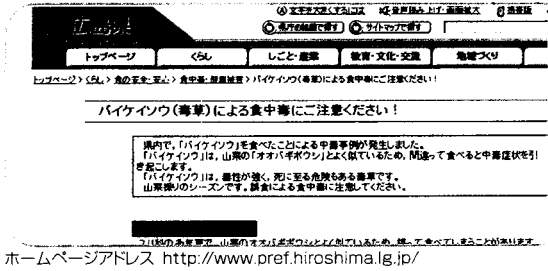
- ・自主検査等の実施による健康被害発生の防止

たべる

情報・チェック・自主管理



施設や食品の衛生管理
について県が定めた基
準を満たす施設を認証



ホームページアドレス <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/>

■食品等の安全に関する情報の
正確で速やかな提供

■消費者に分かりやすい食品表示の推進と
正しい知識の普及

■製造・加工・調理から流通・販売段階における
監視指導体制(チェック機能)の充実強化

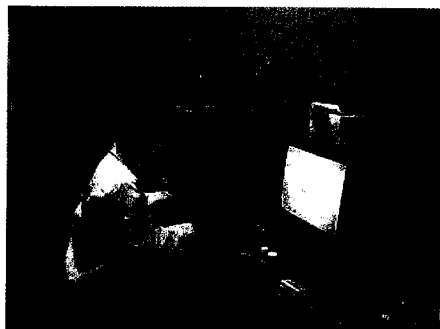
自主衛生管理の推進

■主な役割・取組(目標)

項 目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
行政			
食品表示の適正化に関する取組の普及	<ul style="list-style-type: none"> 食品の安全に関する情報の収集と提供の推進 食品の安全に関する講習会等による普及啓発の推進 健康食品等に関する情報提供と健康被害の未然防止の推進 		
監視指導	<ul style="list-style-type: none"> 監視指導, 外食の原産地表示ガイドラインの周知等を通じた適正な食品表示の推進 		
食品関係施設の監視指導	44,000施設	44,000施設	44,000施設
販売店の監視指導	28,000施設	28,000施設	28,000施設
食品の取去検査 (輸入食品)	8,000検体 (350検体)	8,000検体 (350検体)	8,000検体 (350検体)
牛BSEスクリーニング検査 及びと畜検査	処理される牛全頭	処理される牛全頭	処理される牛全頭
豚のと畜検査	処理される豚全頭	処理される豚全頭	処理される豚全頭
食鳥検査(大規模処理施設)	処理される鶏全羽	処理される鶏全羽	処理される鶏全羽
広島県食品自主衛生管理 認証制度の推進	2業態	2業態	2業態(累計13業態)
給食施設等の自主衛生管理 推進のための技術的支援	<ul style="list-style-type: none"> 給食施設関係者研修会等による自主管理体制構築の推進 		
事業者			
【製造・加工者】	<ul style="list-style-type: none"> 原材料の安全性の確保 原材料の仕入先等に係る記録の作成・保存 製造・加工時における原材料等の使用記録, 製造管理に関する記録の作成・保存 		
【流通・販売業者・飲食店営業者】	<ul style="list-style-type: none"> 販売・提供する製品の安全性の確保 製品の仕入れ先及び出荷先等に係る記録の作成・保存 		
適正な食品表示	<ul style="list-style-type: none"> 消費者等からの問い合わせに対する適切な情報提供 食品の仕入れ時における表示の確認 食品の販売時における適正表示の徹底 		
自主衛生管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> 食品衛生にかかわる人材の養成・資質の向上 HACCPの考え方に基づく衛生管理システムの推進 製造・加工した食品等の自主検査の実施 		
消費者			
食品表示の適正化に向けた 取組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> 食品安全推進リーダーの養成 店頭での表示確認 		

研究開発

検査・研究・調査



■食品等の試験検査の強化と
検査結果の信頼性確保

■安全な農林水産物生産技術の開発

○食品等の調査研究の推進

■主な役割・取組(目標)

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
行政			
残留農薬等の一斉分析の導入 検査結果の信頼性確保のため検査業務管理を徹底			
農業に過度に依存しない栽培技術開発と技術移転の推進 より安全で高品質な「かき」の生産技術開発と技術移転の推進			
食品等の調査研究の推進			
食品中の有害化学物質や微生物の迅速・高感度な分析手法の開発 新殺菌技術の開発と製造現場への技術移転の推進 食品製造現場での微生物制御に関する技術指導の推進			

協力

○関係者による
意見交換(リスクコミュニケーション)、
交流の促進

○情報交換,情報共有を図り,連携を強化



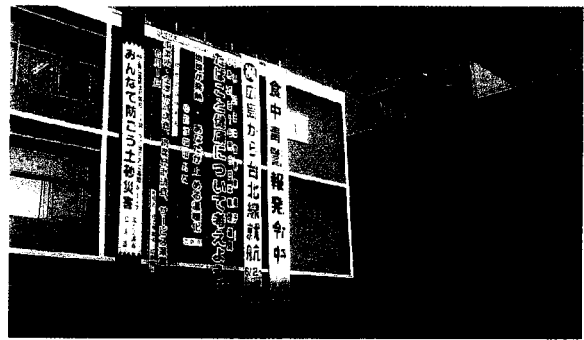
○主な役割・取組(目標)

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
行政			
食品安全推進協議会等の開催	3 回	3 回	3 回
食品安全対策行政連絡会議等の開催	4 回	4 回	4 回
事業者			
消費者等との意見交換会の開催	10 回	10 回	10 回
消費者			
生産者・事業者との相互理解の促進	・交流の場に積極的な参画		

もしものとき

危機管理対応

- 食品事故等発生時の速やかな対応と安全確保



■主な役割・取組(目標)

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
行政			
事業者			

はぐくむ

食育



- 子どもの頃からの望ましい食習慣の定着
- 食べ物,食生活,農業に対する正しい理解
- 食を通じての「自己健康管理能力」の育成

■主な役割・取組(目標)

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
行政			
生産者			

■食品衛生・食品表示〈食品衛生法関係〉及び食品表示〈健康増進法関係〉

機 関 名	電 話 番 号(代表)	食品衛生及び食品表示(食品衛生法)		食品表示(健康増進法)	
		担 当	電 話 番 号	担 当	電 話 番 号
県 庁 福 祉 保 健 部	—	食 品 衛 生 室	082-513-3104	健 康 増 進・歯 科 保 健 室	082-513-3078
広 島 地 域 保 健 所	0829-32-1181	生 活 衛 生 課	(内線 2421)	保 健 課	(内線 2415)
広 島 地 域 保 健 所 海 田 分 室	—	生 活 衛 生 課	082-822-5116	保 健 課	082-822-5115
呉 地 域 保 健 所	0823-22-5400	生 活 衛 生 課	(内線 2421)	保 健 課	(内線 2413)
芸 北 地 域 保 健 所	082-814-3181	生 活 衛 生 課	(内線 341)	保 健 課	(内線 336)
東 広 島 地 域 保 健 所	082-422-6911	生 活 衛 生 課	(内線 2421)	保 健 課	(内線 2416)
尾 三 地 域 保 健 所	0848-64-2322	生 活 衛 生 課	(内線 2421)	保 健 課	(内線 2417)
福 山 地 域 保 健 所	084-921-1311	生 活 衛 生 課	(内線 2421)	保 健 課	(内線 2416)
備 北 地 域 保 健 所	0824-63-5181	生 活 衛 生 課	(内線 3352)	保 健 課	(内線 3346)
広 島 市 社 会 局 保 健 部	—	食 品 保 健 課	082-241-7434	食 品 保 健 課	082-241-7434
市 呉 市 福 祉 保 健 部	—	生 活 衛 生 課	0823-25-3536	健 康 増 進 課	0823-25-3546
福 山 市 保 健 福 祉 局 保 健 部	—	生 活 衛 生 課	084-928-1165	健 康 推 進 課	084-928-3421

■食品表示〈農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)関係〉

機 関 名	電 話 番 号(代表)	担 当	電 話 番 号
県 庁 農 林 水 産 部	—	食 品 流 通 安 全 室	082-513-3585
広 島 地 域 事 務 所 農 林 局	—	農 村 振 興 課	082-513-5423
呉 地 域 事 務 所 農 林 局	0823-22-5400	農 村 振 興 課	(内線 2521)
芸 北 地 域 事 務 所 農 林 局	082-814-3181	農 村 振 興 課	(内線 409)
東 広 島 地 域 事 務 所 農 林 局	082-422-6911	農 村 振 興 課	(内線 2521)
尾 三 地 域 事 務 所 農 林 局	0848-25-2011	農 村 振 興 課	(内線 2509)
福 山 地 域 事 務 所 農 林 局	084-921-1311	農 村 振 興 課	(内線 2522)
備 北 地 域 事 務 所 農 林 局	0824-63-5181	農 村 振 興 課	(内線 2551)
備 北 地 域 事 務 所 農 林 局 庄 原 支 局	0824-72-2015	農 村 振 興 課	(内線 2106)
尾 道 市 産 業 部	(平成19年4月から) —	農 林 水 産 課	0848-20-7506
福 山 市 経 済 環 境 局 経 済 部	(平成19年4月から) —	農 業 振 興 課	084-935-7177
三 次 市 産 業 部	—	ふ り さ と 農 林 室	0824-62-6163
大 竹 市 総 務 企 画 部	(平成19年4月から) —	地 域 振 興 課	0827-59-2130

■食品表示〈不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)関係〉

機 関 名	電 話 番 号(代表)	担 当	電 話 番 号
県 庁 県 民 生 活 部	—	消 費 生 活 室	082-513-2730

■食品表示〈計量法関係〉

機 関 名	電 話 番 号(代表)	担 当	電 話 番 号
県 庁 商 工 労 働 部	—	計 量 検 定 室	082-513-3336
広 島 市 経 済 局 経 済 振 興 課	—	計 量 検 査 所	082-242-4068
市 呉 市 商 工 観 光 部	—	商 工 振 興 課	0823-25-3814
福 山 市 市 民 局 市 民 部	—	消 費 生 活 セ ン タ ー	084-928-1188

発行/広島県福祉保健部食品衛生室

tel.082(513)3104 [e-mail] fusyokuhin@pref.hiroshima.lg.jp
(ダイヤルイン)

食品に関するリスクコミュニケーション（7月9日：広島市）に参加いただいた皆様へ

平素より食の安全に関する行政にご協力をいただき誠にありがとうございます。
今後のリスクコミュニケーションをより実りある形で実施していくために、本日のリスクコミュニケーション等に関するアンケート調査にご協力をお願いします。
アンケートはリスクコミュニケーション終了後、受付に置いている回収ボックスにご提出願います。

Q1 ご自身について、ご回答ください。

- ① 性別 1) 男性 2) 女性
② 年齢 1) ~19歳 2) 20歳代 3) 30歳代 4) 40歳代 5) 50歳代 6) 60歳代 7) 70歳~
③ ご所属
1) 消費者(団体を含む) 2) 生産者 3) 製造・加工業 4) 流通・販売業 5) 報道関係者
6) 行政関係者(独法含む) 7) その他()

④ 本日参加された目的(当てはまるものを全て)

- 1) 食品の安全性の問題に関心があるため
2) 国における食品安全確保に関する取組を知るため
3) 食中毒予防対策について知るため
4) パネリストや参加者の意見を聴くため
5) 意見・要望を述べるため
6) その他()

Q2 本日のリスクコミュニケーションの実施について、何でお知りになりましたか。

- 1) 新聞(掲載紙)
2) ラジオ
3) 雑誌、情報誌、自治体広報紙等(掲載誌)
4) ポスター又はちらし(掲載場所又は入手先)
5) ホームページ
6) 所属団体からの連絡
7) その他(自由記述)

Q3 演者からの説明についてお伺いします。説明内容について、十分に理解することができましたか。

- 1) できた 2) おおむねできた 3) あまりできなかった 4) できなかった

SQ1 (Q3で「3 あまりできなかった」、「4 できなかった」と回答した方)

十分に理解することができなかった理由は次のどれですか。(当てはまるものを全て)

- 1) 用語など内容が理解しにくい。
2) 説明資料が見にくい
3) 説明が聞き取りにくい
4) 自分が理解していることとは異なる説明である
5) その他(自由記述)

Q4 本日のリスクコミュニケーションについてお尋ねします。パネルディスカッション・意見交換での議論の内容等について理解できましたか。

- 1) できた 2) おおむねできた 3) あまりできなかった 4) できなかった

SQ1 (Q4で「3 あまりできなかった」、「4 できなかった」と回答した方)

十分に理解することができなかった理由は何ですか。

- 1) 用語など発言の内容が理解しにくい。
2) 発言が聞き取りにくい
3) その他(自由記述)

Q5 以下のそれぞれの設問について、【意見交換会に参加する前】、【意見交換会に参加して】で当てはまるものを1つずつ選んでください。

1. 食中毒予防に関する国や自治体の取組について

【意見交換会に参加する前】

- 1) 知っていた 2) 少し知っていた 3) 知らなかった

【意見交換会に参加して】

- 1) 理解が深まった 2) 変化なし 3) わからなくなった

2. 食中毒の原因(原因となりやすい食品等)及びその予防方法について

【意見交換会に参加する前】

- 1) 知っていた 2) 少し知っていた 3) 知らなかった

【意見交換会に参加して】

- 1) 理解が深まった 2) 変化なし 3) わからなくなった

3. 日常業務や日々の食生活に今回の内容を活用できると思いますか

- 1) とても思う 2) まあまあ思う 3) あまり思わない 4) ほとんど思わない

Q6 本日のリスクコミュニケーションについてお尋ねします。パネルディスカッション・意見交換において、自分とは異なる見解の発言はありましたか。

- 1) あった 2) なかった

SQ1 (Q6で「1 あった」と回答した方)

異なる見解の発言の趣旨は理解することができましたか。

- 1) できた 2) おおむねできた 3) あまりできなかった 4) できなかった

SQ2 (Q6 SQ1で「3 あまりできなかった」、「4 できなかった」と回答した方)

発言の趣旨が十分に理解することができなかった理由は何ですか。

- 1) そのような見解に立つことが信じられない
2) そのような見解に立つ理由が述べられていなかった
3) その他(自由記述)

Q7 本日のリスクコミュニケーションの進め方についてお尋ねします。

- 1)良かったと思う点

.....

- 2)改善すべきと思う点

.....

Q8 その他、今回のリスクコミュニケーションについて、お気づきの点がありましたら記入願います。(自由記載)

.....

.....

.....

ご協力ありがとうございました。